

一般社団法人感染防止教育センター高齢者施設感染制御支援会員規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人感染防止教育センター（以下「感染防止教育センター」）の高齢者施設感染制御支援会員及び会費について定める。

(会員)

第2条 高齢者施設感染制御支援会員は、専門家による高齢者施設の感染制御支援を希望する法人その他団体、または個人で、高齢者施設感染制御支援事業責任者の承認を得た者とする。

(入会)

第3条 入会を希望する者は、所定の書式に必要事項を記入の上申し込む。

(会費)

第4条 会費は以下のとおりとする。

会費 3,000 円 /1 年間。但し、初年（入会月～翌年入会前月）は無料とする。

2. 会費は、入会 1 年後の入会月末までに、感染防止教育センターの指定する口座に一括して振り込む。

3. 既納の会費は、理由のいかんを問わず返還しない。

(支援)

第5条 高齢者施設感染制御支援会員は、次のような支援を受けることができる。

- (1) 高齢者施設における感染制御に関するオンデマンド講義の視聴
- (2) メール相談
- (3) 感染対策チェックリストの活用
- (4) ニュースレター（季刊）の購読
- (5) その他、施設訪問支援、研修講師依頼等の感染制御支援に関する事項（有償）

(変更の届出)

第6条 高齢者施設感染制御支援会員は入会申込み後に、本店所在地等主たる事務所の住所や代表者および担当者の氏名・連絡先等に変更があった場合には、速やかに事務局に届け出る。

(会員資格の喪失)

第7条 高齢者施設感染制御支援会員は、次の各号の一に該当するときにその会員資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 期限までに会費を納入しないとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第8条 高齢者施設感染制御支援会員は、退会しようとするとき、その旨を事務局に届け出ることにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 高齢者施設感染制御支援会員にふさわしくない行為があると認められるときは、当該会員を除名することができる。

附則 この規則は、2025 年 1 月 1 日から施行する。